

## 不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		許可等の取消、工事中止命令など
所 管 部 課 係 名		インフラ整備部下水道課排水設備係・下水道工務係
根拠法令及び条項		<p>下水道法第38条第1項及び第2項</p> <p>公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によつてした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。</p> <p>一 この法律(第十一条の三第一項及び第十二条の九第一項(第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)の規定を除く。)又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者</p> <p>二 この法律の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>三 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者</p> <p>2 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>一 公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>二 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の保全上又は一般の利用上著しい支障が生じた場合</p> <p>三 前二号に掲げる場合のほか、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	事案ごとの裁量が大きく、上記の条文に定める以外の基準を設定することは困難である。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)